

令和7年2月
富士市農業委員会会議 議事録

1 開催日時 令和7年2月14日(金) 午前9時30分から10時20分

2 開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3 委員の出席及び欠席

	出席	欠席	
農業委員会会長	○		17番 渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者	○		1番 望月 稔
農業委員	○		2番 望月 英俊
〃	○		3番 田村 英俊
〃	○		4番 高井 修一
〃	○		5番 谷津倉 寛
〃	○		6番 笹古 時男
〃	○		7番 渡邊 武敏
〃		○	8番 近藤 敏男
〃	○		9番 鈴木 一孝
〃	○		10番 新舟 進
〃	○		11番 長尾 忠
〃	○		12番 佐野 隆洋
〃	○		13番 佐藤 正職
〃	○		14番 渡邊 哲史
〃	○		15番 太田 篤子
〃	○		16番 安藤 公男
〃	○		18番 後藤 環
〃		○	19番 藤田 哲哉

4 農業委員会事務局職員

統括主幹 深澤 公保
主査 武内 清高
主査 市川 由美恵

5 議事

(1) 農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

【 会 長 】

まず、議事に先立ち、会長より議事録署名人を指名いたしますが、指名しても、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認め5番谷津倉寛君、6番笹古時男君の両名を、本日の会議の議事録署名人に指名いたします。次に、本日の会議書記につきましては、農業委員会事務局職員の市川主査を指名いたします。

それでは、次第4の議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項」についてですが、これにつきましては先に配布してあります「富士市農業委員会会議議案」のとおり審議を進めます。

お手元の議案3ページ、議第6号「農地法第3条の規定による許可決定について」の審議から、報第7号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理書について」の報告までの計4件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

【事務局】

(議案朗読及び説明)

【 会 長 】

最初に、議案5ページの議第6号「農地法第3条の規定による許可決定」について、審議をお願いします。

田子浦地区3番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

贈与人は相続財産管理人として、相続人不存在の本地を処分したい。受贈人は、所有する農地に隣接する本地を取得して農業経営の拡大を図りたいとのことです。現地は麦などが栽培され、綺麗に管理されておりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

【 会 長 】

田子浦地区3番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

田子浦地区3番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、田子浦地区4番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は、手不足のため耕作管理できない。譲受人は、隣接して所有する水田とともに、20年程、本地を耕作管理しており、本地を取得して所有する農地を拡大したいとのことです。現地ではお米の栽培をされていました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

【 会 長 】

田子浦地区4番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

田子浦地区4番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、松野地区5番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は、本地を譲受人に貸し付けていたが、高齢化により耕作管理できないため本地を譲渡したい。譲受人は、中間管理機構をとおして本地を約20年間借り受けていたが、これを解約し、本地を取得して経営基盤を固めたいということです。現地では、数種類の野菜、ブルーベリーなどが栽培されていました。一部耕作されていない場所もありますが、定期的に草刈りを行い、よく管理されていましたので問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

【会長】

松野地区5番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

松野地区5番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、吉永地区6番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は、高齢化に伴い耕作管理できない。譲受人は、本地を取得して農業経営の拡張を図りたいとのことです。地目は畑となっていますが、現状は半分程度が埋立地で、砕石が混在する土がありました。申請者である行政書士に聞いたところ、譲受人は、現状から樹園地にしていきたいという計画があるとのことでした。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

【 会 長 】

吉永地区6番についてご質問ございませんか。

【委員】

本当に耕作できるのでしょうか。

【事務局】

申請の際は、果樹を植えていきたいと聞いております。本案件につきましては、畑として耕作できる状態になるまでのタイムスケジュール、計画書の提出を求め、進捗状況の確認をしていきたいと思っております。

【 会 長 】

今後については事務局でしっかりと確認し、事を進めてもらえればということでよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、吉永地区7番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は、長年、本地を譲受人に貸し付けていたが、高齢化により耕作管理できないため本地を譲渡したい。譲受人は、中間管理機構をとおして本地を借り受けてきたが、これを解約し、本地を取得して経営基盤を固めたいとのこと。譲受人は、この地区では有数な水田農家です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願ひます。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

【 会 長 】

吉永地区7番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

吉永地区7番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、農地法第3条の規定による許可決定についての審議を終わります。

次に、議案8ページの議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可決定」について、審議を願ひします。

北部地区3番について事務局から説明願ひます。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明を願ひします。

【担当委員】

こちらの案件は、以前は市街化区域に資材置場を確保していましたが、近隣住民からの苦情等があったため移転の必要が生じ、候補地をいくつか検討した結果、従来と面積が同程度の本地を資材置場として転用したいというものです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件につきましては、申請地を選定するにあたり十分な検討がされており、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であると判断することができますので、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

【 会 長 】

北部地区3番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

北部地区3番について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、農地法第5条第1項の規定による許可決についての審議を終わります。

次に、議案9ページの議第8号「非農地証明申請書の審議」について審議をお願いします。
鷹岡地区3番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

以前は畑として耕作していたようだが、平成14年頃から日照が悪いことから放置されるようになり、山林に浸食され、接道部分の一部の箇所は、立ち枯れする立木もあったことから5年前に植林したということを確認している。令和3年に相続したときには、ほぼ全体が山林化した状態であったが、農地法についての知識がなかったため、必要な手続きしないまま放置してしまったということです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【 会 長 】

鷹岡地区3番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

鷹岡地区3番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

次に、大淵地区4番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

昭和43年に公衆用道路として整備され、現在に至るまで公衆用道路として利用されている。農地法を含む関連法令が未了であることから、平成4年頃から、市、隣地所有者等、関係者と現地の測量や境界確認について協議し難航してきたが、令和6年1月に協議がまとまり、測量や境界画定も完了したことから、今回の申請に至ったということです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会長】

大淵地区4番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

大淵地区4番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

以上で「非農地証明申請書の審議」についてを終わります。

次に、議案10ページからの報告案件について、事務局から報告願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

以上で、議事(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告を終わりとします。

次に、報告事項(1)令和7年度期・農地利用最適化推進委員について、事務局から報告願います。

【事務局】

(報告)

【会長】

事務局からの報告について、ご質問等ございますか。

(質問なし)

質疑ございませんので、次に移ります。

報告事項(2)「富士市賃借料情報について」事務局より報告願います。

【事務局】

(報告)

【会長】

事務局からの報告について、ご質問等ございますか。

(質問なし)

質疑ございませんので、報告事項を終わります。

以上で議事等はすべて終了しました。

令和7年2月14日

農業委員会会長

同 委員

同 委員
